

ホール利用料金

時間/区分		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
平日	A	9,670円	12,900円	22,570円	17,420円	30,320円	39,990円
	B	14,520円	19,360円	33,880円	26,130円	45,490円	60,010円
	C	19,350円	25,810円	45,160円	34,840円	60,650円	80,000円
	D	29,030円	38,720円	67,750円	52,270円	90,990円	120,020円
土・日・祝	A	12,090円	16,130円	28,220円	21,780円	37,910円	50,000円
	B	18,140円	24,210円	42,350円	32,670円	56,880円	75,020円
	C	24,190円	32,270円	56,460円	43,570円	75,840円	100,030円
	D	36,280円	48,410円	84,690円	65,350円	113,760円	150,040円
暖房		5,740円	7,660円	13,400円	10,340円	18,000円	23,740円
冷房		8,100円	10,800円	18,900円	14,570円	25,370円	33,470円

時間/区分		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
舞台	練習のみに使用する場合	640円	870円	1,510円	1,170円	2,040円	2,680円
	ホール使用者が準備及び練習に使用する場合	ホール利用料金の30パーセントに相当する額					

※備考

1	使用区分は、次のとおりとする。
【A】	商業宣伝若しくは営業又はこれらに類する目的の用に供しない場合で、入場料その他これに類するものを徴収しないとき。
【B】	入場料その他これに類するものを徴収する場合で、入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,000円以下のとき。
【C】	入場料その他これに類するものを徴収する場合で、入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき又は商業宣伝若しくは営業若しくはこれらに類する目的の用に供する場合で、入場料その他これに類するものを徴収しないとき。
【D】	入場料その他これに類するものを徴収する場合で、入場者1人当たりの徴収額の最高額が3,000円を超えるとき。
2	藤枝市民及び市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該利用料金(暖房料及び冷房料を含む。)の50パーセントに相当する額を加算する。
3	利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

楽屋利用料金

時間/区分		9時～12時	13時～17時	9時～17時	18時～22時	13時～22時	9時～22時
		A	P	AP	N	PN	APN
第1楽屋	1階	430円	640円	1,070円	860円	1,500円	1,930円
第2楽屋	1階	530円	960円	1,490円	1,290円	2,250円	2,780円
第3楽屋	1階	430円	640円	1,070円	860円	1,500円	1,930円

会議室・リハーサル室・ロビー利用料金

会議室1	2階	650円	870円	1,520円	1,180円	2,050円	2,700円
会議室2	2階	560円	760円	1,320円	1,020円	1,780円	2,340円
会議室3	2階	650円	870円	1,520円	1,180円	2,050円	2,700円
リハーサル室	1階	540円	730円	1,270円	980円	1,710円	2,250円
ロビー	1・2階	3,070円	4,100円	7,170円	5,530円	9,630円	12,700円

※備考

1	リハーサル室等を商業宣伝若しくは営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
2	藤枝市民及び市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該利用料金(利用料金に前項に掲げる割合を乗じて得た額を加算した合計額)の50パーセントに相当する額を加算する。
3	ロビーの利用料金は、ロビーのみを使用する場合に限る。
4	利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。